栃木県意欲と能力のある林業経営者等の登録・公表事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、意欲と能力のある林業経営者及び育成経営体の登録・公表の実施に際し、栃木県意欲と能力のある林業経営者等の登録・公表実施要領(以下、「実施要領」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(登録基準)

- 第2 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、実施要領第6第1項及び第 8第2項の登録をしないものとする。
 - (1) 実施要領第11第1項第3号及び第5号により登録を取り消された日から2年間を経過しないとき
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者、又は各号に掲げるものでなくなった日から5年を経過しないとき
 - (3) 法人でその役員のうち前号に該当するものがあるとき
 - (4) 登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があるとき

(登録の申請)

- 第3 実施要領第3の登録を受けようとする者は、同要領第4の申請書等を栃木県内における主たる事業所の所在地を所管する環境森林事務所長又は森林管理事務所長(以下、「所長」という。) に正本1部及びその写し1部を提出するものとする。
- 2 所長は、申請書等の提出を受けた場合は、別紙1「栃木県意欲と能力のある林業経営者の登録 基準」(以下、「登録基準」という。)により確認を行い、申請書正本に様式第1号「栃木県意欲と 能力のある林業経営者等の登録に関するチェックシート」を付して、環境森林部長に提出するも のとする。

(登録の変更)

- 第4 実施要領第8第1項第1号及び第2号の申請をしようとする者は、同項で規定する申請書 等を主たる事業所の所在地を所管する所長に正本1部及びその写し1部を提出するものとする。
- 2 所長は、第1項の申請書等の提出を受けたときは、第3第2項の規定を準用し、環境森林部 長に提出するものとする。

(登録取消の申出)

- 第5 実施要領第11第1項第2号の申出をしようとする者は、同項で規定する書類を主たる事業 所の所在地を所管する所長に正本1部及びその写し1部を提出できるものとする。
- 2 所長は、第1項の書類の提出を受けたときは、内容を確認し、正本1部を環境森林部長に提 出するものとする。

附則

この要領は、令和元(2019)年10月 7日から適用する。

林業経	営者名	

1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること。

		適用		チェック			
項目	登録基準	素材	造林	意欲と能力の		適合	
切 口	豆冰左牛	生産	保育	ある林業経営	育成経営体	通口	
				者			
(1) 生産量の増加	次のいずれかに該当する。 ア 生産量が5年間で約2割の増加の目標となって						
又は生産性の向上	いる。 イ 生産量が3年間で約1割の増加の目標となって いる。						
	ウ 生産性が 5 年間で約 2 割の向上の目標となって いる。						
	エ 生産性の3年間で約1割の向上の目標となっている。	0				適・否	
	オ 既に一定の基準(生産量に関し森林組合 5,000 m³/年、森林組合以外の林業経営体 2,000 m³/年)以上						
	の実績がある場合は、現状以上の目標となっている。 カ 既に一定の基準(生産性に関し間伐8㎡/人日、 主伐11㎡/人日)以上の実績がある場合は、現状以 上の目標となっている。						
(2) 生産管理又は 流通合理化等	次のいずれかに該当する。 ア 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程 の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理						
	イ 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等原木の安定供給・流通合理化等	0				適・否	
	ウ ア〜イいずれかに今後取り組む			□(1年以内)	□(今後 年以内)		
(3) 造林・保育の省力化・低コスト化	次のいずれかに該当する。 ア 伐採・造林の一貫作業システムの導入 イ コンテナ苗の使用 ウ 低密度植栽 エ 下刈の省略 オ その他 (獣害対策の取組等) カ ア〜オのいずれかに今後取り組む		0	□ □ □ □ □ □ □(一年以内)	□ □ □ □ □ □(今後 年以内)	適·否	

		適用		適用 チェック		
項目	登録基準	素材	造林	意欲と能力の		適合
		生産	保育	ある林業経営	育成経営体	道台
				者		
(4)	次のア、イのどちらかに該当する。					
主伐後の再造	ア 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体	\circ	0			
林の確保	制を有する。					
	イ アを今後整備する。			□(1年以内)	□(今後 年以内)	
	次のア、イのどちらかに該当する。					適・否
	ア 主伐後に適切な更新を行っている。(他者の所有					
	する森林の主伐にあたっては、事前に森林所有者に	\circ	\circ			
	対する適切な更新の働きかけを行っている。)					
	イ アを今後整備する。			□(1年以内)	□ (今後 年以	
					内)	
(5)	次のア、イのどちらかに該当する。			(3年以上)	(1年以上)	
素材生産や造	ア 素材生産又は造林・保育の実績あり	\circ	0			適・否
林・保育の実	イ 所属する現場作業職員の現場従事実績あり					
施体制の確保						
	次のア、イのどちらかに該当する。					
	ア 次ものを雇用していること。					
	(ア) フォレスター(森林総合監理士)					
	(イ) 森林施業プランナー	\circ	\circ			
	(ウ) 路網作設オペレーター					適・否
	(エ) フォレストリーダー又はフォレストマネージ					
	ヤー					
	イ アについて今後育成に努める。					
(6)	次のア、イのどちらかに該当する。					
伐採・造林に		\bigcirc	\circ	П		
関する行動規	イ アを今後策定し、遵守する。	O				適・否
範の策定等				、 , , , , ,		
(7)	次の全てに該当する。					
雇用管理の改	ア 林業労働力の確保に関する法律第4条に基づく				□ (今後取り組	
善善	基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇				te)	
	用管理の改善を促進するための措置に係る取組又					
	はこれに準ずる取組を行っていること。					
	イ 現場作業職員に対し、労働安全衛生法に基づく安	\circ	0		□ (今後取り組	
	全衛生教育を行っていること。				t c)	
	ウ 労働災害補償保険に加入していること(一人親方				□ (今後取り組	適・否
	等の特別加入を含む)				te)	週 * 台
	エ 以下に定める届出を行っていること(届出の義務				□ (今後取り組	
	がない場合を除く。)				t _r)	
	(ア) 健康保険法第48条の規定による届出					
	(イ) 厚生年金保険法第27条の規定による届出					
	(ウ) 雇用保険法第7条の規定による届出					
	オ 林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部へ				□ (今後取り組	
	の加入				t)	

		適用		チェック		
項目	登録基準	素材生産	造林 保育	意欲と能力のある林業経営者	育成経営体	適合
(8) コンプライアンスの確保	次の全てに該当する。 ア 役員や一般役員等が法令違反していない。 イ 業務に関連して法令に違反していない。(軽微な場合を除く) ウ 国、県、市町村から入札参加資格の指名停止を受けていない。 エ 策定した行動規範等に違反していない。 オ 実施要領の第11第1項第3号及び第5号により登録を取り消された者である場合、取り消された日から2年間を経過している。 カ 暴力団員でない、又は暴力団員でなくなった日から5年間を経過している者である。 キ 登録申請書又は添付書類に虚偽の記載がない。 ク その他の不誠実な行為をしていない。	0	0			適・否
(9) 常勤役員の設 置	次のア、イどちらかに該当する。 ア 法人においては常勤の役員を設置している。 イ 常勤の役員を設置していない法人については、平成31年4月1日から3年経過した日以降、最初の総会等の時までに設置するよう取り組む	0	0		_	適·否

2 経営管理を確実に行うための経理的な基礎を有すると認められること。

一性日日左これ	個大(CT) アにゆかが性性がよ空硬で行りることのののなっていること。			Т		
		適用		チェ	ニック	
項目	登録基準	素材	造林	意欲と能力の		適合
		生産	保育	ある林業経営	育成経営体	
				者		
経理状況	次のア、イの両方に該当する。					
(貸借対照	ア 経理状況が良好				_	
表及び損益	・財産目録					
計算書)	・貸借対照表					
	・収支計算書又は類似する書類					
	【確認内容】					
	○法人の場合					
	自己資本比率が0%未満でないこと(債務超過でな					
	いこと)及び直近3年間の経常利益金額等(損益計	0	0			
	算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減					
	価償却費の額を加えて得た額) がマイナスとなって					適・否
	いないこと					
	○個人の場合					
	直近3年間の所得税の納税状況が全てゼロとはな					
	っていないこと					
	○これらを満たさない場合は、中小企業診断士又は公					
	認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今					
	後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明					
	できること				_	
	イ 経営管理実施権の設定を受ける森林管理に関する					
	経理を他と分離できること。					